

「昼休みの時間帯における窓口業務のあり方について」の

検討状況に対する書記長談話

国税庁は9月12日、「昼休みの時間帯における窓口業務のあり方について」の検討状況を伝達してきた。

伝達では、「原則、通年で、全署・全事務系統で、勤務時間の割り振りによって昼休み時間帯もすべての窓口業務に対応する」という方向性が示された。もって回った言い方だが、要は、確申期の昼休みもぶっとおしで「巡回指導」を行うということに真の狙いがある。

通常業務で窓口担当部門の職員は45分間の休憩時間が保障されず、強い不満が渦巻いていた。この事態を国税労組が取り上げ、当局に対策を求めたことに端を発したことが、庁当局の方向性を確申期の昼休み対応へと、とんでもない方向に向かわせている。

早急に是正されるべき通常時の休憩時間確保対策については、具体的中身の無い方向性しか示さず、その状態を引きずって確申期の昼休みも「巡回指導」を含めた全業務を挙署体制で対応するというのだから、休憩時間が完全に保障される見通しは立たず、混乱と労働強化は必至となる。

庁当局は一体何を検討していたのかと問わざるを得ないし、これでは職場に失望と不安を与えるだけである。

庁当局はさらに検討するとし、意見も聞くという。私たち全国税は2度にわたる申し入れを行ってきたが、改めて次のことを表明したい。

- 1 休憩時間は人間が毎日働く上で必要不可欠な時間であり、この取得によって健康が維持され、仕事の能率も確保されることから、法的に保障された権利である。その保障はひとえに使用者責任の問題であり、時間管理や休憩場所の確保は当局が責任を持って措置しなければならない。
- 1 現場任せ、職員任せになっている通常業務時の休憩時間取得については、一刻も早く具体的対策を確立し、実行すべきである。全国税は具体的提案を行ったが、当局の対応に真剣さが見られない。今なによりも先に手を打たなければならないことを先送りすることは許されない。
- 1 超繁忙期となる確定申告期は、これまでも「通年」の延長とせず特別の体制をとり、業務や要員、勤務時間の面から職員の健康対策をとってきた。「相談会場における昼休みの確保」は重要な柱であり、この特別の体制は確申期を円滑に運営する上で試され済みであり、有効なものである。外部の相談会場が増え、要員の手配や休憩場所の確保は一層困難になっている現状ではなおさらである。いまでも挙署体制で乗り切っているとき、挙署体制をいうだけでは到底職員の休憩時間は保障されない。確申期の昼休み対応は行うべきでない。

2007年9月14日

全国税労働組合

書記長 長谷川 健